

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会（第4回）議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成21年10月23日（金）10:00～12:30
- 場所：総務省10階 共用1001会議室
- 出席者：塩野座長、青山委員、斎藤委員、高橋委員、牧原委員、山本委員、渡邊委員、北島准教授、飯島准教授
久元自治行政局長、佐村大臣官房審議官、安田行政課長、田中行政課行政企画官、上仮屋行政課理事官

【議事の概要】

（1）イギリスの制度についての紹介

- ・ 北島准教授より、資料1に沿ってイギリスの制度についての紹介が行われた。

（2）意見交換

- ・ 事務局より、資料2（主な論点について（案）（再修正））、資料3（「主な論点について（案）」に対する各委員の主な意見（修正））、資料4（論点の整理（素案））、資料5（論点の整理（素案）（総論部分について））及び参考資料について、説明が行われた。
- ・ 論点の整理（素案）について、意見交換が行われ、以下のような意見が出された。

（一（基本認識）に関する意見）

- ・ 是正の要求等に従わない地方公共団体は、「従わないことが違法であると認識しているが従わない」という主張ではなく、「そもそも法律が憲法違反であり、従わないことに違法性はない」と主張すると考えられ、そうであれば、まさに国と地方公共団体との間の法解釈の齟齬の問題であるため、裁判所の判断で解決を図ることが適当である。

（二． 1．（1）（国等から訴え提起等ができる対象について）に関する意見）

- ・ 法定受託事務については、現行でも代執行制度があり、新たな訴訟制度の対象とする必要があるのか。法定受託事務で代執行になじまない事務は具体的にはどのようなものなのか、議論すべきではないか。
- ・ 現在、法定受託事務について、国と地方公共団体との間で具体的な係争が生じていないとしても、今後、係争が生じる可能性は否定できず、代執行で対応できないものも想定されるため、法定受託事務も新たな訴訟制度の対象とすべきである。

（二． 5（判決の執行力を担保する仕組みについて）に関する意見）

- ・ 義務付け判決に、地方公共団体が従うかどうか、疑問である。判決の執行力を担保するための仕組みが必要ではないか。

- ・ 自治事務も含めて、義務付け判決に従わない場合には大臣が代執行できるという方法は考えられないか。
- ・ 従来から、自治事務については代執行が自治法では認められていなかったことにかんがみても、自治事務について、代執行という強力な措置を設けることは適切ではないのではないか。代執行になじまない事務があることを考慮すれば、代執行という措置を考えるよりも、判決を得ることにより解決する、という解決策を検討すべきではないか。
- ・ 仮に、判決の執行力を担保する仕組みが設けられなくとも、新たな訴訟制度を創設する意味はあるのではないか。事前の規制を止め、事後に、透明・公正な裁判手続での解決を図るという方向は、司法制度改革の趣旨にも沿うものである。まずは、執行力の無い制度を創設し、地方公共団体が判決に従わない事態が実際に生じた段階で、改めて判決の執行力について考えるということが良いのではないか。

(二. 2 (訴訟の形態について) に関する意見)

- ・ 民事訴訟では、例えば夫婦の同居義務について、通説では、同居義務の確認ではなく、執行力がなくとも「同居せよ」という給付判決を出すことができるとされている。
- ・ 是正の要求や是正の指示には形成効があることを考えると、さらに判決により義務を課すという構成が適当なのか疑問も残るため、違法確認訴訟の方が適当ではないかとも考えられる。
- ・ 一方で、諸外国の例に照らすと、国が地方公共団体の法令上の義務の履行を求める判決は義務付け判決となっていることが通例のようであり、義務付け訴訟とすることも十分に考えられる。
- ・ 是正の要求には形成効があるが、是正の要求という制度がその効果を貫徹する手段を持たないという特殊性にかんがみ、裁判所は、是正の要求により生じている義務とは別の義務を課し、判決により、是正の要求とは別の効果、すなわち、是正の要求の履行を促すという効果を生じさせるという整理ができるとも考えられる。
- ・ 違法確認判決、義務付け判決のいずれかを選択して求めることができるとすることも考えられる。

(以上 (速報のため事後修正の可能性あり))